

4 消防水利に関する基準

4-1 都市計画法施行令第25条第8号(消防水利の配置、規模)

令第25条

八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法(昭和 23 年法律 第 186 号)第 20 条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

消防水利の計画にあたっては、担当部局が定める「開発事業に伴う消防水利等に関する指導基準」に基づき設置すること。また、必要に応じて、消防車両進入路及び消防活動用空地の確保に努めること。なお、内容等については、消防部局と十分に協議を行うものとする。

開発事業に伴う消防水利等に関する指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、都市計画法第29条に規定する許可を要する開発行為、鈴鹿市開発事業指導要綱(平成14年3月18日訓令第3号)第33条の規定に基づき消防水利の設置、消防車両進入路及び消防活動用空地の確保に関する指導について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2条 消防水利の設置は、次によるものとする。
 - (1)開発区域又は駐車場等の用に供する土地の区域が、1,000平方メートル以上のもの。
 - (2)建築物の延べ面積が 3,000 平方メートル以上のもの。
 - (3)高さが12メートル以上の建築物。

ただし、駐車場等の用に供する土地の区域の面積 1,000 平方メートル以上のものは、 消防水利に替わる有効な消火設備等とすることができる。

また、自己の居住に供する住居又は、納屋等を建築するための開発行為については除く。

2 消防用はしご車等の進入路(以下「消防車両進入路」という。)及び消防活動に必要な空地(以下「消防活動用空地」という。)の確保は、高さが、12メートル以上の建築物とする。 ただし、建築物の形状等により緩和することができる。

(消防水利の種類)

第3条 設置する消防水利は、消火栓又は防火水槽を原則とする。ただし、将来にわたり常時支障なく使用できるプール等があり、維持管理が十分され消防長が有効と認めた場合は、消防水利とすることができる。

(消防水利の基準)

- 第4条 消防水利の基準は、次によるものとする。
 - (1)消防水利は、開発事業区域が消防水利を中心とした半径 120 メートル以内に包含できるように配置し有効に消火活動が行えるものであること。
 - (2)開発事業区域の面積が 50,000 平方メートル以上のものは、消火栓に偏ることなく 当該開発事業区域を有効に包含するものとし、その開発区域の面積を 100,000 平方 メートルで除して得た数以上(端数は切り上げとする。)の防火水槽を設置すること。
 - (3)消防水利には、その直近に別図1の標識を掲げるものとする。(消火栓を除く。)

(消火栓の基準)

- 第5条 消火栓の基準は、次によるものとする。
 - (1)消火栓は、呼称 65 の口径を有するもので、直径 100 ミリメートル以上の管に設置するものとする。
 - (2)消火栓は、歩車道の区別のある道路では、原則として歩道とする。

(防火水槽の基準)

- 第6条 防火水槽の基準は、次によるものとする。
 - (1)防火水槽は、開発事業区域内に設け、消防車両が容易に部署でき、消防活動が有効に行える位置であること。
 - (2)防火水槽外壁と隣地境界との間に巾50センチメートル以上の空地を確保すること。
 - (3)防火水槽は、常時貯水量が 40 立方メートル以上とし、原則として耐震性を有するもので地下式有蓋であること。
 - (4)一般防火水槽の構造は、別に示す規格に準ずる。
 - (5)消防ポンプ用吸管の投入口の中心から消防ポンプ車の部署位置までの距離は、4メートル以内とする。
 - (6)防火水槽には、その直近に別図2の標識を掲げるものとする。
 - (7)防火水槽周辺の土砂等が、容易に水槽内に流入しないものとする。

(消防車両進入路の基準)

- 第7条 消防車両進入路の基準は、次によるものとする。
 - (1)消防車両進入路の幅員は、4メートル以上とし、建築物の形態、進入消防車両の走行軌跡等を考慮し、状況に応じて有効な隅切りを設ける。
 - (2)消防車両進入路は、走行の妨げとなる障害要因が存在しないこと。
 - (3)消防はしご車の総重量 20 トンに耐えられる路面の構造(最大面圧 8 kg/ c \mathbf{m}^2 : 前軸 1 輪 3 トン・後軸ダブル 1 輪 5 トン・最後軸 4 WS 1 輪 3 トン)でコンクリート舗装又はアスファルト舗装とする。
 - (4)消防車両の進入口の最大横勾配は、9度以下とする。
 - (5)消防車両の進入口には、原則として上部にアーケード等を設けないこと。設置する場合は、その直下地盤面から4メートル以上の高さを確保すること。

(消防活動用空地の基準)

- 第8条 消防活動用空地の基準は、次によるものとする。
 - (1)消防活動用空地は、幅6メートル以上、長さ12メートル以上を確保し、消防はしご車専用の空地を設ける場合は、建築物と空地一辺の離隔距離が、建築物の高さが12メートル以上15メートル未満のものは、3メートル以下、建築物の高さが15メートル以上ものは、6メートル以下とする。
 - (2)消防活動用空地は、原則としてバルコニー側等有効な消防活動が行える位置とする。
 - (3)消防活動用空地は、最大縦横勾配7度以下とする。
 - (4)消防活動用空地の地盤面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装とし、地盤支持力がジャッキ荷重 (9.8 トン/1225 c m「35×35」)に耐える構造とする。
 - (5)原則として消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しない。
 - (6)消防活動用空地の上空は、はしご車操作等の支障となる障害要因が存在しないこと。
 - (7)消防活動用空地の直近に別図3の標識及び別図4の表示を準じて設ける。

(その他)

第9条 開発事業に伴い消防水利等を設置する者は、協議後、その旨を別記様式1により消防長に届け出なければならない。また、完成後、消防職員による検査を受けるものとする。

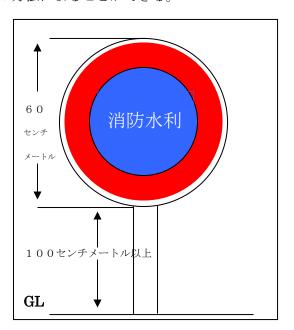
附則

- この指導基準は、平成10年12月21日から適用する。
- この指導基準は、平成19年 4月 1日から適用する。
- この指導基準は、平成24年 4月 1日から適用する。
- この指導基準は、平成29年 4月 1日から適用する。

(別図1)

〔消防水利標識〕

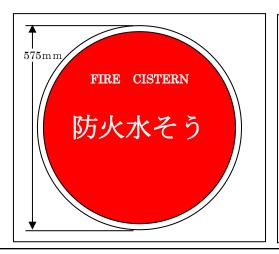
- 1 色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いる。
- 2 標識板を図示の取り付け方により取り付けることが著しく困難又は不適当な場合は、 消防本部と協議し他の方法によることができる。

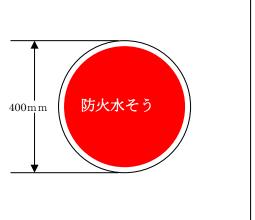


(別図2)

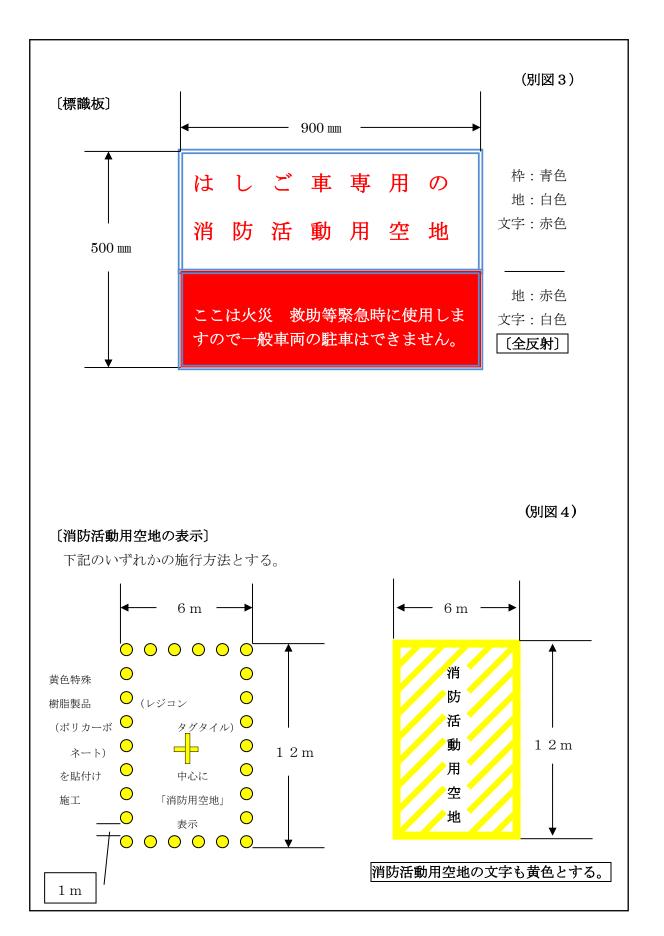
〔防火水槽標識〕

- 1 575型は、原則として支柱による掲出とし、400型は、その他の掲出とする。
- 2 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。





4 消防水利に関する基準



別記様式第1 (第9条関係)

年 月 日

開発事業に伴う消防水利等の設置計画届出書

(宛先) 鈴鹿市消防長

届出者住所氏名連絡先

開発者又は事業者名:				
開発事業の目的又は用途:				
開発事業の場	所:			
開発事業の面	積:			
(設置消防施設名)	(数量・容量)	(その他	の事項)	(完成年月)
1 消火栓	基	管口径	mm	
2 防火水槽 (耐震性・その他)	m ³ 基	標識(有	• 無)	
3 その他(消火器)	本		型	
4 消防活動用空地	箇所	標識(有	• 無)	
5 消防車両進入路 (消防はしご車)	m	隅切り	箇所	

(添付書類)

- ・ 見取図に消防施設を配置したもの。
- ・ 消防施設の設計図書